



熊本北区・合志市・大津町の車庫証明/公正証書遺言作成のサポートなら

日本行政書士会連合会登録熊本県行政書士会会員
登録番号：14430836号

行政書士 嶋田事務所

事務所電話：096-348-3977
嶋田携帯電話：090-2502-5788



行政書士は、官公署や行政機関への許可・認可に関する行政書類、権利義務、事実証明に関する書類の作成、代理提出を行ないます。

(自動車関連手続き/飲食店営業許可/建設業許可/相続/遺言/会社設立など)

「行政書士嶋田事務所」では、[自動車車庫証明手続き][公正証書遺言作成]並びに[示談書・合意書][内容証明文書作成代行]を中心としたサポートを行っております。

熊本市北区・合志・大津地区で、上記のような案件でお困りの方、お気軽にご相談ください。



車庫証明取得サポート

大津・熊本北・合志地区での車庫証明の申請手続きを代行いたします。新車を購入した。自動車の持ち主の住所が変わった。自動車の持ち主が変わった。このような場合には必ず必要になる証明書です。通常は「車庫証明」といっていますが、正式には「自動車保管場所証明書」といい、申請者の住所を管轄している警察署(大津・熊本北合志の各警察署)が発行します。

【手続きの流れ】



A：ご依頼者本人により申請書類等を作成し、駐車場現地確認と申請書類等提出代行を依頼される場合

- ご依頼の連絡：メール、または、お電話でお知らせください。
- 申請書類のお届け：申請書類をお届けいたします。
- ➡必要事項を記入して、ご連絡またはご返送ください。

＊「自動車保管場所証明申請書」・「保管場所標章交付申請書」：
⇒申請者情報を記入します。

＊「保管場所使用承諾書」または「自認書」

(駐車場が自宅の場合と借りている駐車場によって違います)

- ・「保管場所使用承諾書」：賃貸借の駐車場の場合
- ・「自認書」：自分の土地・建物を駐車場とする場合

＊「保管場所の所在図・配置図」

- ・「所在図」：自宅と駐車場の距離などがわかる地図：
自宅と駐車場の距離は2 km以内であること。
- ・「配置図」：駐車場の幅、長さ、奥行き寸法など。
賃貸駐車場の場合は配置番号などを記入した地図。

出入り口の幅員、道路の幅員寸法も表記してください。

＊「委任状」：修正等が生じた場合に代理人として修正することができます。

- 申請書類の提出：書類は警察署へ申請します。

*手数料2,750円(証紙代)を支払い、交付予定日を確認します。

*警察署はこの間に駐車場の現場確認を行いますので、駐車場には他の車や障害物などは置かないでください。

●書類一式の受け取り

*交付予定日に警察署で、書類一式を受け取ります。

●完成書類のお届け：完成書類をお客さまにお送りする際に請求書を同封しますので指定口座にお振込みをお願いします。

*完成書類は、お持ちするかレターパックでお送りしますが、他の方法を希望される場合はご連絡ください。

●Aの場合の申請代行料金(報酬額)

- ・熊本北合志署管内の場合： 5,000円/台
- ・大津署管内の場合： 10,000円/台

●B：行政書士が、申請書、所在図、配置図等書類作成を行い、申請業務を代行する場合

●ご依頼の連絡：メール、または、お電話でお知らせください。

*車検証、印鑑証明書のコピーをご準備ください。

●委任状をご返送いただきます。

*：委任状(様式があります)を送付またはお届けいたしますので、ご記入・押印後、返送またはお届けください。

●申請書類作成

*当事務所で駐車場現地確認を行い、申請書、所在図、配置図等の作成を行います。

●申請書類の提出

*申請書類一式を管轄の警察署へ提出します。

●書類一式の受け取り

*交付予定日に警察署で書類一式を受け取ります。

●完成書類のお届け

*完成書類をお客さまにお送りする際に、請求書を同封しますので指定口座にお振込みをお願いします。

●Bの場合の申請代行料金(報酬額)

- ・熊本北合志署管内の場合：10,000円/台
- ・大津署管内の場合：15,000円/台(事務所からおおよそ5km未満については、10,000円/台)

●公正証書遺言作成

遺言書を作成しておくこと、自分が亡くなった後、相続人同士が無用な争いをすることなく、スムーズに財産を次の世代に引き継ぐことができます。

また、人が亡くなると、相続人や相続財産を調べたり、相続人全員で遺産分割協議を行う必要があります。行政書士は遺言書の作成・相続手続等に関する業務を行います。

●行政書士が作成できる書類や扱える手続には以下のものがあります

- ・遺言書(自筆証書遺言・公正証書遺言・秘密証書遺言等)作成の相談・原案作成
- ・相続人の調査手続き
- ・遺留分減殺請求(遺留分減殺の意思表示の内容証明郵便の作成と送付)
- ・遺言執行

- ・遺産目録の作成
- ・遺産分割協議書の作成
- ・成年後見に関するご相談・任意後見契約、他

サポートさせていただく範囲と流れ


- ・遺言を作りたいと思われたらどのようなことでもお問い合わせください。お客さまのご自宅などにお伺いして遺言作成についてお聞きします。
- ・お客さまの意思を実現できる遺言にするために何度でも打ち合わせをします。
- ・遺言内容や日程などについて公証人との打ち合わせを行います。
- ・公証役場で、お客さまと証人2名の立会いにより公正証書遺言が出来あがります。
※公証人役場に支払う手数料（遺言の相手方一人当たり）
※手数料は、遺産の価額に応じて決まります

公正証書遺言作成サポート 料金

- ・4万円からお受けいたします。（この他に戸籍等の実費がかかります）
- ・証人：5,000円～1万円/1名（ご自身で確保できない場合には、左記料金にて手配します。）

示談書・合意書作成

示談書・合意書とは、紛争の当事者同士が、裁判所を通さずに話し合いで和解した場合に、和解した内容を記載し、署名・押印する文書の事をいいます。「行政書士嶋田事務所」では、交通事故をはじめ傷害、婚姻などに拘わる示談書・合意書の作成をサポートします。もちろん行政書士法に基づいた守秘義務を遵守します。

 示談書・合意書作成サポート 料金：1件につき 7,000円

内容証明文書作成代行

 内容証明文書作成代行 料金：1件につき 7,000円

「行政書士嶋田事務所」では[車庫証明取得][示談書・合意書]並びに[公正証書遺言作成]をメインとしておりますが、行政書士がサポート可能な事案である、遺産分割協議書につきましても、お気軽にご相談ください。誠心誠意対応させていただきます。

■ 名称	：	行政書士嶋田事務所
■ 行政書士	：	嶋田 久義（しまだ ひさよし）
■ 行政書士登録	：	日本行政書士会連合会登録熊本県行政書士会会員
■ 登録番号	：	14430836号（平成26年4月）
■ 事務所所在地	：	〒861-1115 熊本県合志市豊岡2527-477
■ 連絡先	：	事務所電話：096-348-3977
	：	FAX：096-348-3977
	：	嶋田携帯電話：090-2502-5788

行政書士 嶋田 久義 の略歴

- ・昭和51年3月 佐賀大学卒業
- ・昭和51年4月 熊本県職員。主に、県立学校事務職員として勤務
- ・平成25年3月 定年退職
- ・平成26年 行政書士登録、事務所開設

趣味

- ・映画鑑賞